

第8回【介護保険制度の概要】

目的・対象・利用手続き・給付の種類・費用負担

社会保障 II

12月9日

第5章社会保障制度の体系
第2節介護保険制度の概要
2.介護保険制度の概要
p.143-157
2限目 10:40 ~12:10
講義室 304
担当:原俊彦

1

1

今日のお話

第5章社会保障制度の体系
第2節介護保険制度の概要
2.介護保険制度の概要

ここでは、
1)介護保険制度は、加齢にともなう心身の変化により介護を要する人が尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを行うことを目的としている。
2)事業主体(保険者)は市区町村+特別区(東京都23区)であり、地域包括支援センターを中心に様々な地域支援事業を展開している。
3)給付には、市町村による要介護・要支援認定があり、介護認定審査会(医師・看護師・保健師・【社会福祉士】・【精神保健福祉】)において、一次判定の結果や主治医の意見書、訪問調査の際の特記事項などをもとに二次判定(最終判定)を行う。

2

2

第2節介護保険制度の概要

2. 介護保険制度の概要

【1】介護保険制度の目的

介護保険法 : 1997 (H9) 年成立・施行は2000 (H12)年

◆ 第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの方が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

3

第2節介護保険制度の概要

2. 介護保険制度の概要

【2】保険者

□ 事業主体(保険者)は市町村+特別区(東京都23区)
※住民福祉の向上を図る上でもっとも身近な地方公共団体
⇒国民健康保険の市町村国保と同じ。主な役割
①被保険者の資格管理(被保険者台帳の作成・被保険者証の発行)
②介護認定審査会による要介護・要支援認定
③地域支援事業の実施(地域包括支援センター設置運営/介護予防事業等)
④地域密着型サービス事業所の指定・監督
⑤市町村介護保険事業計画の策定(3年ごと=保険料の見直し)
⑥第1号被保険者の介護保険料の徴収 年金から天引き(特別徴収)
★介護給付が予測を上回る/保険料の収納率低下などの問題が生じた場合には、都道府県に設置された財政安定化基金から市町村に貸付・交付。
★広域連合、一部事務組合などを通じ、要介護認定などの共同化を図る。

4

第2節介護保険制度の概要

2. 介護保険制度の概要

【3】被保険者

①第1号・第2号被保険者

- 第1号: 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(生活保護受給者を含む)。保護費から介護保険料がかかる。
- 第2号: 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で、加齢にともなう一定の疾病(特定疾病)により要介護状態になった場合。

②被保険者の保険料

- 第1号: 所得段階別定額保険料・応能負担。年間18万円以上の年金・天引(特別徴収)/直接徴収(普通徴収)。
- 第2号: 被保険者の医療保険の保険料とともに徴収。被保険者の標準月額報酬・賞与×介護保険料率。労使折半。2号被保険者の支払い⇒社会保険診療報酬支払基金を通じ各市町村に分配。

5

介護保険の第1号・第2号被保険者

表5-1-1 介護保険の第1号被保険者と第2号被保険者

対象者	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給資格	要介護者(寝たきり・認知症などで介護が必要な状態)	加齢にともなう一定の疾病(特定疾病:末期がん、認知リユウマチなど)により要介護状態になった場合。
保険料負担	市町村が徴収	医療保険者が医療保険とともに徴収し、納付金として一括納付
賦課・徴収方法	所得段階別定額保険料(低所得者の負担軽減) 年金が18万円以上(特別徴収) 年金から天引き。それ以外は普通徴収	・健保:標準月額報酬・賞与×介護保険料率、労使折半。・国保:所得割、均等割に按分(国庫負担あり)

6

1

詳細資料①		対象者・受給権者・保険料負担・賦課・徴収方法
	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者 受給権者	65歳以上の者 ・要介護者（要付きり・認知症等で介護が必要な状態） ・要支援者（日常生活に支援が必要な状態）	40歳以上65歳未満の医療保険加入者 要介護・要支援状態が、米筋がん・間節リウマチ等の 加齢に起因する疾患（特定疾患）による場合に規定
保険料負担	市町村が徴収	医療保険者が医療保険料とともに徴収し、納付金として一括して納付
賦課・徴収方法	・所得段階別定額保険料（低所得者の負担軽減） ・年金が年額10万円以内の方は特別徴収 (年金からのお支払い) それ以外の方は普通徴収	・健保：標準額及格標準賃与×介護保険料率 (事業主負担あり) ・国保：所得割・均等割等に按分 (国庫負担あり)

第1号被保険者(65歳以上)：市町村が年金などから天引き。
第2号被保険者(40歳以上65歳未満)：医療保険者が徴収して一括納付。健保(標準報酬など×介護保険率(事業主負担あり)国保(所得割、均等割など、国庫負担あり)。

出典:令和6年版 厚生労働白書

7

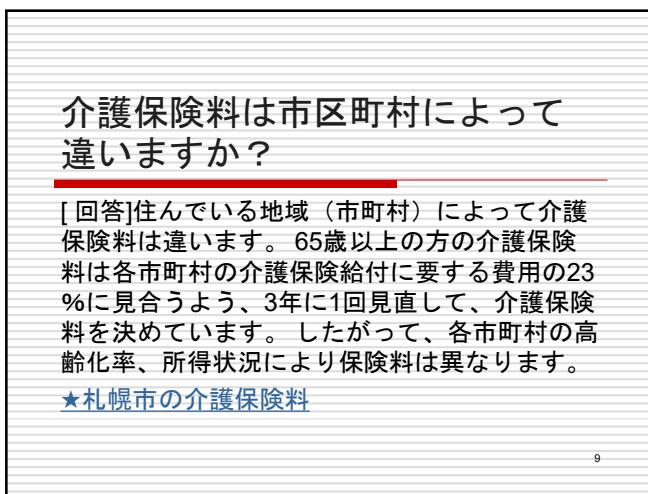
詳細資料2 保険料		(参考)	
段階	対象者	保険料	対象者(令和6年度)
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税課徴課の収納猶豫年金受給者	基準額×0.455	609万人
第2段階	世帯全員が市町村民税課徴課の年収120万円以下	基準額×0.65	296万人
第3段階	世帯全員が市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×0.65	271万人
第4段階	本人が市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×0.5	446万人
第5段階	市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×1.0	450万人
第6段階	市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×1.2	521万人
第7段階	市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×1.3	463万人
第8段階	市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×1.5	288万人
第9段階	市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×1.7	255万人
第10段階	市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×1.9	255万人
第11段階	市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×2.1	255万人
第12段階	市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×2.3	255万人
第13段階	市町村民税課徴課の年収120万円超	基準額×2.4	255万人

表5-12 介護保険第1号被保険者の保険料

出典:令和6年版 厚生労働白書

8

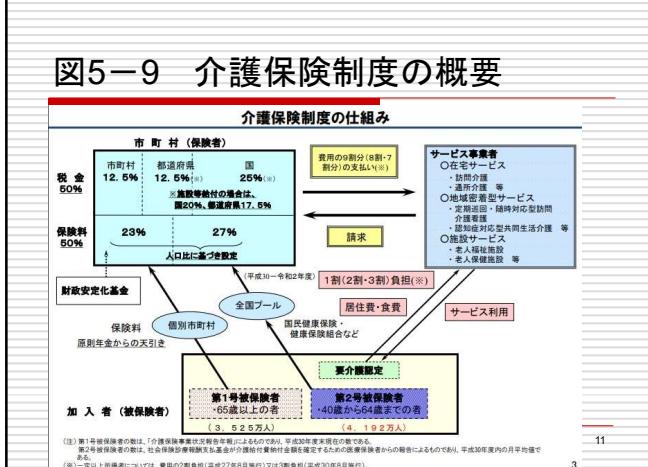
7



9

第2節介護保険制度の概要	
2. 介護保険制度の概要	
【4】介護保険の利用手続き	
介護保険法(1997)の第七条1項 <p>この法律において「要介護状態」とは、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間(*6ヶ月)にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。</p>	

10



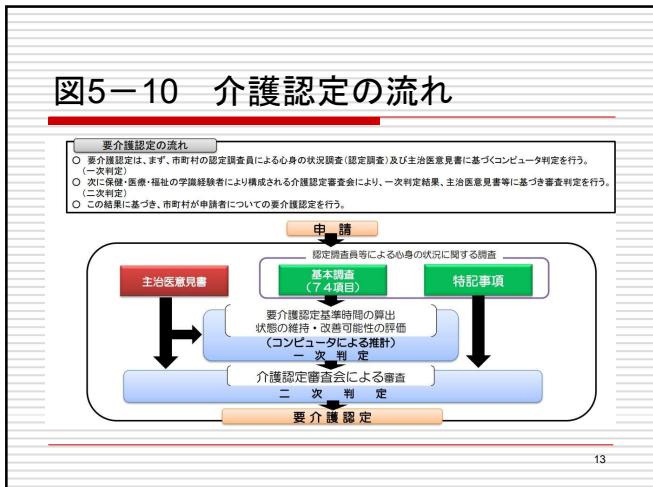
3

11

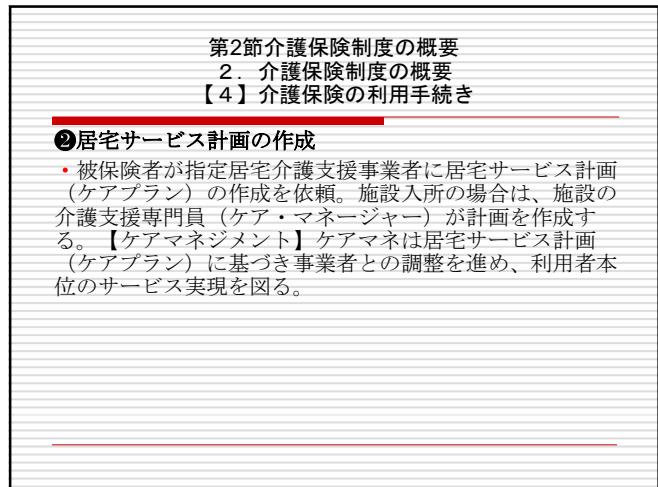
第2節介護保険制度の概要	
2. 介護保険制度の概要	
【4】介護保険の利用手続き	
①要介護認定 <p>保険給付には、市町村による要介護・要支援認定が必要。被保険者本人とその家族が要介護認定を申請⇒市町村の担当者による訪問調査⇒調査結果+主治医の意見書「要介護認定等の基準時に」の算出⇒【一次判定】</p> <p>市町村内に設置された介護認定審査会（医師・看護師・保健師・【社会福祉士】・【精神保険福祉】）において、一次判定の結果や主治医の意見書、訪問調査の際の特記事項などをもとに最終判定を行う。⇒【二次判定】</p> <p>★判定区分：要支援1・要支援2（要介護状態になるおそれがあり、社会的支援が必要）、要介護1（部分的に介護を要する）から要介護5（最重度の介護を要する状態）または非該当（自立）</p>	

12

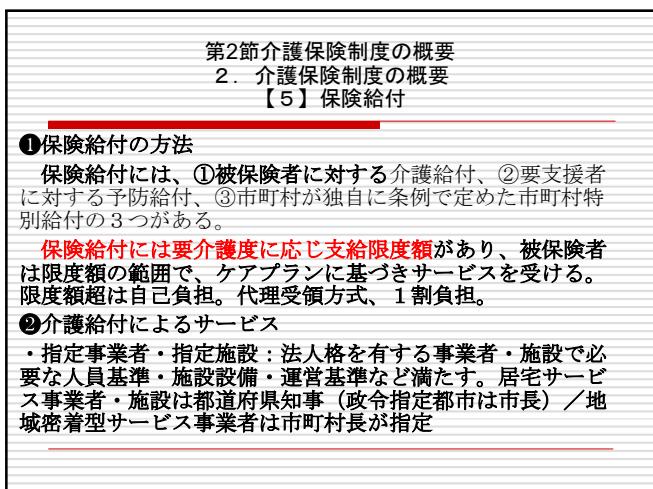
2



13



14



15

表5-14 在宅サービスの支給限度額

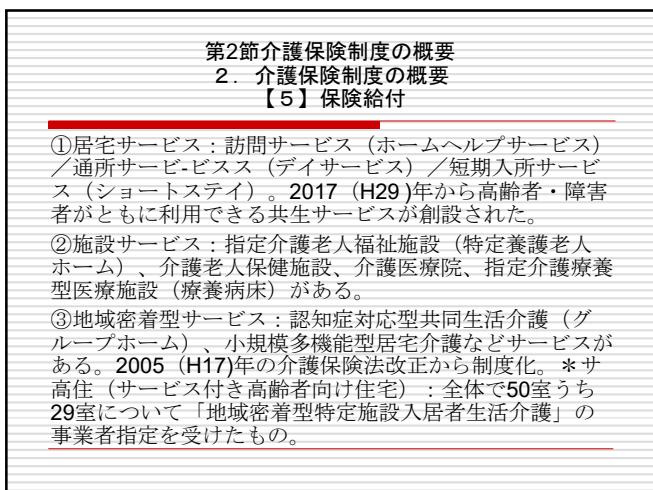
（在宅サービスの支給限度額）

要介護度	支給限度額
要支援1	5,032単位／月
要支援2	10,531単位／月
要介護1	16,765単位／月
要介護2	19,705単位／月
要介護3	27,048単位／月
要介護4	30,938単位／月
要介護5	36,217単位／月

*1単位：10～11.40円（地域やサービスにより異なる）

出典：令和6年版 厚生労働白書

16



17

第2節介護保険制度の概要
2. 介護保険制度の概要
【5】保険給付

③予防給付によるサービス：

「要支援」対象。要介護状態の予防、日常生活を自力で送ることを目的に、食事や入浴支援、リハビリなど心身機能の維持・改善をサポート。2014（H24）年の改正で介護予防訪問介護・通所介護⇒市町村の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行。

④介護報酬

指定事業者・施設には介護報酬が支払われる。厚生労働大臣が定める算定基準（介護内容、要介護・要支援状態の区分、提供時間など）に従う。介護保険では、報酬の1単位あたりの単価は地域区分により異なる（1単位10円から1140円）。介護報酬の審査、支払い事務は、各都道府県の国民健康保険団体連合会が担当。

18

次週

次回は

9. 12月16日【労働者災害補償制度の概要】
】目的・対象・給付の内容・財源構成

第5章社会保障制度の体系 第4節労災保
険制度と雇用保険制度の概要

(1)労働保険制度の概要(3)労働者災害保険
制度 p.195-205

25